

# 建設工事の中間前金払に関するQ & A

Q 1 中間前金払とは？

A 1 建設工事の前払金として、契約当初に請負代金額の10分の4以内の額を支払っていますが、施工の中間時期に請負代金額の10分の2以内の額を追加して支払う制度です。

中間前金払は、工事代金の円滑かつ速やかな支払を確保するとともに、受注者と発注者双方における事務の省力化を図ることを目的としています。

Q 2 中間前金払の対象となる工事は？

A 2 対象となる工事は、請負代金が300万円以上の建設工事で、部分払との選択制のため、中間前金払を選択する必要があります。

債権譲渡の申請が行われている建設工事でないこと、低入札価格調査の対象案件でないことなどが必要です。

また、中間前金払の申請には、当初の前払金を受領している必要があります。

Q 3 中間前金払のメリットは？

A 3 部分払と比較し、受注者及び発注者双方の事務を大幅に簡略化することができます。部分払の場合は出来高検査が必要となりますが、中間前金払は部分払に比べ、検査等にかかる手間と時間が大幅に節約されます。

Q 4 中間前金払の申請に必要な書類は？

A 4 認定申請書（第1号様式）に工程表及び工事工程月報を添付して工事担当課に提出してください。

Q 5 中間前金払の支払までの期間は？

A 5 認定申請があった場合、発注者では直ちに認定作業を行い、10日以内に結果を通知します。また、中間前金払の支払は前払金請求書を受領した日から14日以内に行います。

Q 6 中間前金払に関する請求書類は？

A 6 中間前金払の認定申請を行い、認定書（第2号様式）が届いた後、前払金請求書（当初に前払金請求した際に使用した書式）に中間前払金保証証書（保証事業会社が発行）を添付して工事担当課に提出してください。

## 【中間前金払の請求書記載について】

- ①書式は前払金請求書を使用します。
- ②請求金額に中間前金払の額を記入します。
- ③請求明細のうち、前払金額欄に受領済前払金額と今回請求する中間前金払の額を二段書きで記入します。
- ④その他工事名等は通常の前払金と同様です。

### 請求明細

請負代金額		5,000,000円
前払金額	受領済	2,000,000円
		1,000,000円
支払残額		2,000,000円

Q 7 前払金の受領後に、請負契約が変更された場合、中間前金払はどうなりますか？

A 7 中間前金払の額は、請負代金額の10分の2以内の額で、かつ契約当初の前払金と合わせて支払総額が請負代金額の10分の6以内の額です。

具体的には「変更後の請負代金額×20%」と「変更後の請負代金額×60%－受領済前払金」のうち、いずれか少ないほうが中間前金払の額となります。

①増額変更の場合

「変更後の請負代金額×20%」が中間前金払の額となります。

例) 請負代金額 500 万円 増額 100 万円 前払金 200 万円支払済の場合

600 万円 × 20% = 120 万円 } いずれか少ないほうのため、中間  
600 万円 × 60% - 200 万円 = 160 万円 } 前金払の額は 120 万円となります。

②減額変更の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済の前金払」が中間前金払の額となります。

例) 請負代金額 500 万円 減額 100 万円 前払金 200 万円支払済の場合

400 万円 × 20% = 80 万円 } いずれか少ないほうのため、中間  
400 万円 × 60% - 200 万円 = 40 万円 } 前金払の額は 40 万円となります。

Q 8 中間前金払を受けた後、部分払は請求できますか？

A 8 部分払と中間前金払はいずれかを選択することになり、併用することはできません。

ただし、複数年度に及ぶ工事の場合は、各年度末の部分払について請求することができます。

Q 9 工事完成後の請求書の記載方法に違いはありますか？

A 9 中間前金払を選択した場合については、請求明細欄の前払金額欄に、当初の前払金と中間前金払の額の合計金額を記載してください。

【工事完成後の請求書の記載の仕方】

- ①通常の工事用請求書を使用します。
- ②前払金額欄に受領済の前払金と中間前金払の額の合計金額を記入します。
- ③その他工事名等は通常の完成払の請求書と同様です。

請求明細

請負代金額	5,000,000 円
前払金額	3,000,000 円
前回までの支払額	0 円
今回請求額	2,000,000 円
支払残額	0 円